

令和3年度「邦楽普及拡大推進事業（高等学校向け）」公募要領

令和3年7月16日
文化庁文化財第一課

1. 事業の目的

邦楽は我が国が誇る伝統文化であり、その継承と発展を図っていくことが大切です。このため、邦楽に関する高等学校の部活動の充実を通して、生涯にわたり演奏や鑑賞を楽しむ愛好者となるきっかけ作りができるよう、安定的に稽古や実演に取り組めるような環境整備を行うこととします。

2. 支援メニュー

本事業の概要については、別紙1をご参照ください。採択団体には、年度ごとの活動報告に基づき、成果を検証し継続の可否を判断のうえ、採択から3年間本事業による支援を継続する予定です。

(1) よりよい環境で部活動に取り組む環境整備への支援

①希望する楽器の無償貸与

箏曲・三味線音楽、雅楽、琉球古典音楽に用いられる楽器（以下、「楽器」という。）を無償で貸与します。

別紙2に記載されている楽器メニューの中から、希望する楽器を選定できます。

単一カテゴリーでの申請の場合は、10台を上限といたします。

複数カテゴリーでの申請の場合は、カテゴリーごとに5台を上限といたします。

希望通り全ての楽器が貸与できない場合があります。その際は採択校と事務局で協議のうえ支援内容を決定いたします。

②講師の派遣

講師の派遣を支援します。指導を受けたい邦楽の分野及び派遣時期・回数等を申請可能です。原則1回あたり1名とし、単発（1回）のみ、または月1回の定期派遣となります。なお、現在教えを受けている先生については対象外となります。

希望内容によっては、講師派遣の対応が難しい場合がありますため、その際は採択校と事務局で相談のうえ支援内容を決定いたします。

(2) 発表会に係る開催運営への支援

本事業では、採択校に演奏発表会（オンライン開催を含む）を開催していただきます。

（規模は問いません。例年実施している地域のお祭りや老人ホームでの発表会等、既存の発表会でも構いません。）発表会開催にかかる会場貸借・楽器運搬・オンライン配信を支援します。事務局にて会場や運搬を担当する楽器店、撮影業者等に支払い代行を行います。

希望する演奏発表会の概要と支援の内容を記載してください。発表会開催にかかる支援を希望通りに行えない場合があります。その際は採択校と事務局で相談のうえ支援

内容を決定いたします。

なお、採択初年度については、発表会を開催できない事情がある場合は次年度での開催でも可としますので、事務局へご相談ください。

(3) 他校との交流を図る「交流会」参加機会の提供

他校との交流会の開催を予定しています（オンラインを想定）。採択校には追って事務局よりご案内いたしますので、ふるってご参加ください。

(4) 邦楽や演奏曲をより深く理解するためのワークショップ参加機会の提供

ワークショップの開催を予定しています（オンラインを想定）。採択校には追って事務局よりご案内いたしますので、ふるってご参加ください。定員を設ける予定ですので、定員を超えた希望者がある場合には、ご参加いただけないことがあります。

3. 事業概要

(1) 公募の要件

- ・ 箏曲・三味線音楽、雅楽、琉球古典音楽の部活動を行っている高等学校（複数の学校が合同で実施する活動を含みます。）

※対象となる高等学校は国公立の別、全日制、定時制、通信制等の課程は問いません。また、特別支援学校の高等部を含みます。

- ・ 申請時点において活動実績があることが必要となります。

※学校として申請いただくこと。複数の学校が合同で活動する場合は代表校から申請してください。

※他省庁等の支援事業への申請をしている場合でも本事業に応募することは可能です。ただし、他の支援事業と内容が重複する場合、当事業の支援対象外となる可能性があります。本事業との重複がないことをご確認ください。

(2) 募集期間

令和3年7月16日（金）～ 令和3年9月10日（金）18時 必着

(3) 提出書類

①～② の書類を、6. に示す提出先までご提出願います。

① 様式1 「邦楽普及拡大推進事業」申請書提出について（MS-Word 形式、A4 版）

② 様式2 「邦楽普及拡大推進事業」申請書（MS-Word 形式、A4 版）

※提出された書類等は、許可なく本事業の目的外使用は行いません。

※様式1・様式2の書類提出は必須です。

(4) その他

採択校には、年度ごとに活動報告書の提出や楽器の管理状況に関する資料を提出いた

できます。

4. 選定について

(1) 選定方法

本事業の支援対象とする高等学校は、予算額を上回る応募があった場合には全国6ブロックごとの抽選により決定いたします。なお、公募締め切り後に申請の内容についてヒアリングや追加資料を求める場合があります。

※申請書に虚偽の記載を行った場合は、本申請を無効とします。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、申請者に対して令和3年9月下旬以降（予定）に、事務局より電子メール等で通知します。

5. 採択校決定後の注意事項

(1) 楽器貸与を受けるための手続きについて

本事業で楽器の貸与を受けるにあたり、高等学校との無償貸与の手続きが必要になります。事務局との手続き完了後、楽器の準備が整い次第、楽器をお渡しいたします。なお、楽器をお渡しした際には、受領書を提出ください。

(2) 発表会に係る計画の変更

支援対象となる発表会の計画に変更が生じたり、緊急事態宣言の発出などやむを得ぬ事態により開催ができない場合には、事務局に直ちに連絡をお願いいたします。

(3) 事業に関する調査等への協力

事務局等から以下の調査等について協力を求められた場合は、実施にご協力願います。

- ・本事業の実施内容に関するアンケート調査
- ・稽古、発表会等の様子を事務局が撮影すること
- ・団体の取り組み内容や演奏動画について、本事業 Web サイト等への掲載

(4) 事業の辞退

事業実施を辞退する場合は、事務局に必ず相談し、必要書類を提出して承認を受けてください。

(5) 留意点

楽器の取扱・管理には十分注意願います。また、貸与した楽器のメンテナンスは採択校にて行ってください。

(6) その他

本事業の実施にあたっては、事務局と密に連携を図ってください。

6. 申請書提出先・問い合わせ先

申請書の提出及び問い合わせについては、「邦楽普及拡大推進事業」事務局においてメールにて対応します。

申請書の提出は、以下のメールアドレス宛てに電子媒体で提出してください。（紙媒体の郵送は不要です。）

申請書の提出先：entry@hougakushien.jp

問い合わせ先：entry@hougakushien.jp 03-5840-4526

問い合わせ対応は平日 9:00-18:00 となります。

※誠に勝手ながら、土日祝日はメール及び電話での問い合わせ対応をお休みさせていただきます。

別紙1：本事業説明資料

別紙2：楽器貸与メニュー（高等学校向け）